

桂萱東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) めざす児童像

- ◎学校教育目標「かしこく なかよく たくましく」
- お互いを認め合い協力して、助け合える児童（互いを尊重し合う）
- 豊かな心をはぐくみ、思いやりをもった行動ができる児童（いじめをしない）
- 困っている子には、声を掛け、手を差しのべられる児童（いじめをゆるさない）

(2) 桂萱東小学校の基本的な考え方や方針

いじめをしない、いじめに負けない児童を育てるとともに、いじめを許さない雰囲気が集団全体に形成されるよう、すべての教育活動を通して組織的・計画的に取り組んでいく。また、いじめの定義を再確認し、教職員がいじめを正しく理解し、認識できるようにする。

2 校内の組織・体制について

<p>(1) いじめ防止対策委員会 ※定例会は毎月1回開催、緊急会は適宜 〈目的〉①いじめ防止対策の立案・実施・点検②いじめの認知やその指導の方針の決定。 〈構成員〉・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・いじめ担当（＝情報収集担当） ・各学年生徒指導部員・養護教諭（・SC）</p>
<p>(2) いじめ発生時対応会議 ※適宜開催 〈目的〉いじめが疑われる事案が起きた際、早期の対応策を立てる。 〈構成員〉・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・いじめ担当（＝情報収集担当） ・関係する児童の担任・関係学年職員（・養護教諭）</p>
<p>(3) いじめ防止対策会議 ※毎月1回開催 〈目的〉いじめに関する情報交換やいじめ防止対策の共通理解を行う 〈構成員〉全職員</p>

3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

- 本校の「がんばろうプロジェクト」を教育実践の柱として、マナーを守り、落ち着いた学校づくりをする。【生徒指導の充実】
- 分かる授業を実践し、児童一人一人が生き生きと生活するようにする。【校内研修の充実】
- 人権教育を行い、児童一人一人のよさを認め合う。【人権教育の充実】
- いじめに関する授業を行い、いじめに対して正しく理解したり、いじめが起こらないための方法を話し合ったりする。【いじめ指導の充実】

(2) 児童主体の未然防止活動計画（案）

月	本校の取組	児童会活動
4月	○がんばろうプロジェクトの確認	○委員会活動によるあいさつ運動 ・挨拶で、朗らかな学校の雰囲気を作る。
5月	○春の「いじめ防止強化月間」	○委員会活動をもとにした学校生活向上に向けた活動を行う。
6月		
7月		
8月	(○市いじめ防止フォーラム)	○（各地区代表1名参加）
9月		○いじめ防止標語・ポスター応募
10月	○「いじめ防止宣言」の活用	○学級でいじめ防止に関わる授業を行う。
11月	○人権についての理解を深める。	○人権標語の掲示や集会での発表を行う。
12月	○冬の「いじめ防止強化月間」	○委員会活動をもとにした学校生活向上に向けた活動を行う。

1月	○感謝の気持ちを持ち、伝える。	○感謝を伝える行事や6年生を送る会 ・地域でお世話になった人へ感謝を伝える。
2月		・6年生への感謝の気持ちを伝える。
3月	○いじめ防止活動の1年間の振り返りを行う。	○各委員会活動で次年度以降の学校生活向上に向けた反省や振り返りを行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

◎「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識をもって取り組む。

(2) 早期発見の取組

- ①授業中や休み時間の児童の様子を見取り、ひとりぼっちでいたり、普段と様子が違ったりする児童には、声がけをする。また、職員間で共通理解する。
- ②児童へのアンケート（毎月）
- ③児童と担任の2者面談・・・児童の様子を鑑みて、適宜行う。
- ④保護者との連携
 - ・日常の保護者との連絡（常時）連絡帳・電話等で。
 - ・担任と保護者の2者面談（年2回：5月、11月の教育相談）
 - ・学年や学級懇談会での情報交換
- ⑤地域との連携
 - ・学校別サポート会議（年1回）
 - ・・・民生児童委員、主任児童委員、青少年育成、推進委員等との情報交換
 - ・学校運営協議会（年2回）
 - ・子ども安全協力の家との情報交換
- ⑥ネット上のいじめの発見【市教委（ネットパトロール）との連携や相談】

5 いじめの早期対応について

(1) 基本方針

◎児童のささいな変化や児童同士の小さなトラブルを見逃さず、速やかに報告し、複数の職員で対応する。

(1) 報告の手順と仕分

変化やトラブルに気づいた教員 → 担任・学年・担当 → 校長・教頭

- ①児童間のトラブルや児童の様子の変化の見とりを毎日行い、気になることがあれば、すぐに、いじめ不登校担当または、管理職に口頭で伝える。
※担当は、必要に応じて概要を記載する。
- ②情報収集担当は、報告の内容から、「A:いじめとして対応すべきか」「B:いじめの予兆として対応すべきか」「C:期間を区切って様子を見ていくか」の仮仕分を行い、校長に報告する。（不在時は教頭）
- ③最終的な仕分の判断は、校長が行う。

【A と判断された場合】→程度に応じて、「いじめ発生時対応会議」もしくは「いじめ防止対策委員会」で扱う。

【B と判断された場合】→情報集担当から記載者や関係学年に「予兆として、今後注意深く見とること」を伝える。

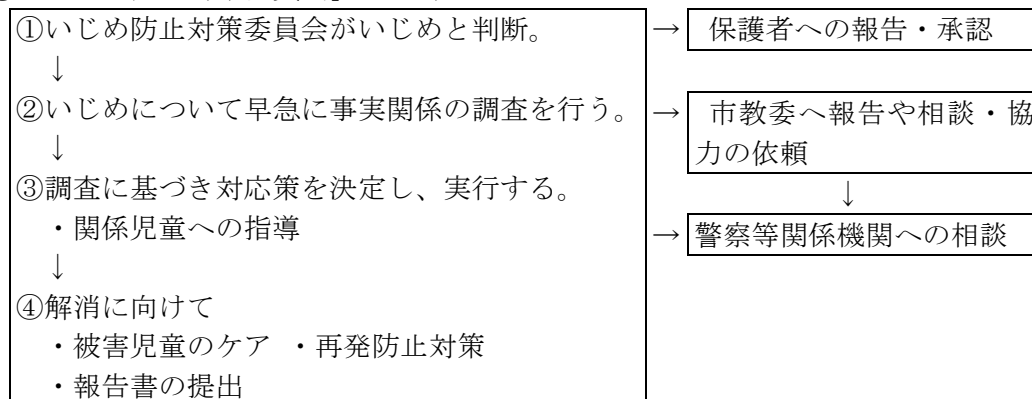
【C と判断された場合】→情報集担当から記載者や関係学年に「期間を区切って様子を見とること」を伝える。

(2) いじめ発生時の対応

① いじめ防止対策委員会がすぐに開けない場合

いじめ発生時対応会議を開く。この会議は即時性に重きを置き、事案に対しての早期の対応を検討する会議である。いじめとしての対応を取る場合は、緊急の「いじめ防止対策委員会」を開く。

② 「いじめ防止対策委員会」での対応



(3) 重大事態発生の場合は

<ul style="list-style-type: none">・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）に従って調査を行う。・ すぐに市教委に報告し、協力を得る。・ 場合に応じ、警察等関係機関や 県教育委員会、県いじめ問題調査委員会への相談を行う。	「重大事態」とは <ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 など、いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた事実や疑いがあった場合をいう。
--	--

6 評価と改善について

(1) 評価と改善について

次のような評価を随時行い、いじめ防止対策の改善を積極的に行っていく。

- ・ 学校評価アンケートで意見や考えを収集する。
- ・ 教職員に、学校としてのいじめ防止活動のアンケートを取る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ・ 本校のいじめ防止全体計画をホームページで公開する。
- ・ 児童の生き生きとした活動の様子を伝える。